

# 石綿含有廃棄物等の取扱いについて

令和7年2月



新潟県環境局資源循環推進課

# 廃石綿等と石綿含有産業廃棄物

	廃石綿等	石綿含有産業廃棄物
廃棄物種別	<b>特別管理産業廃棄物（特管産廃）</b>	産業廃棄物（普通産廃）
具体例	○石綿含有吹き付け材、石綿含有保温材等 ○建築物から除去された、石綿含有吹き付け材、石綿含有保温材等。	○石綿含有成形板等（石綿含有スレート、石綿含有けい酸カルシウム板等） ○石綿含有仕上塗材
処理基準	○こん包する等 飛散防止措置をとること ○他の廃棄物と区別して収集、運搬、積替え、保管を行うこと。 ○廃石綿等である旨及び注意事項の表示を行うこと。 ○埋立処分を行う場合、あらかじめ、固形化、薬剤により安定化すること。	○飛散防止措置をとること ○他の廃棄物と区別して収集、運搬、積替え、保管を行うこと。 ○中間処理としての破砕禁止。 ○一定の場所で分散しないように埋立処分し、覆土すること。 ※容器等への表示義務はないが、表示が望ましい。
最終処分	埋立処分（管理型最終処分場） ※管理型処分場でも、エコパークなどは受け入れていません。	再生/埋立処分（安定型又は管理型） ※処分業、施設の許可内容によります。

石綿含有一般廃棄物は省略します（日曜大工等で発生した外装材など）

処理にあたっては、石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）を参考としてください

<https://www.env.go.jp/content/900534247.pdf>

## 不適正処理の事例

廃石綿等（特別管理産業廃棄物）を、石綿含有産業廃棄物（普通産業廃棄物）と誤り、廃石綿等受け入れ不可の処分場（エコパークいずもざき）に搬入した事案

（環境省リーフレットより）

事案経緯（R5年11月発生：新潟市内の建造物での作業で発生）

- ・元請業者からの依頼を受け、除去業者はグローブバッグにより配管保温材（レベル2＝廃石綿等であり、特管物）約70kgを除去。
- ・現場では、石綿含有産業廃棄物を分けて保管。
- ・元請（排出者）の認識不足で、上記廃棄物をまとめて搬出。
- ・収集運搬業者により、最終処分場（エコパークいずもざき）に搬入。
- ・アスベスト条例に基づく廃棄完了届の作成のとき、廃石綿等のマニフェストがなかったことから覚知（令和5年12月）。



## 対応

- ・元請業者は行政に報告。
- ・エコパークいずもざきは事業者に対し、搬入停止措置（元請：1か月、収集運搬業者：1週間）さらに、地元集落、出雲崎町に説明。
- ・令和5年12月から当該廃棄物の撤去作業を実施  
令和6年5月に撤去完了。

撤去費用は、元請業者が負担 約3,000万円)



混入した保温材

# 事案イメージ

排出現場

収集・運搬  
(積保は省略)

処分  
(埋立処分)

正しい手順

廃石綿等

石綿含有  
産業廃棄物



処分場A  
(廃石綿等受入れ可)

処分場B  
(廃石綿等受入れ不可)

不適正処理  
の事案

廃石綿等

石綿含有  
産業廃棄物

排出現場では、分別していたが、**現場担当者が認識を誤り**、まとめて運搬業者に渡してしまった。



処分場A  
(廃石綿受入れ可)

処分場B  
(廃石綿等受入れ不可)

廃石綿等が埋め立て不可の処分場に搬入され、元請にて回収。回収費用約3,000万円

# 廃石綿等、石綿含有産業廃棄物処理の注意点

## (1) 排出現場での注意点

処理基準を守り、廃石綿等と、石綿含有産業廃棄物は区別して保管すること。  
→誤って混入しないように、現場での表示、分別の徹底が重要。

## (2) 搬出時の注意点

廃棄物の運搬を委託する時は、処理業者の許可内容をよく確認すること。  
廃棄物の区分について、確認の上引き渡すこと。

## (3) 事故を未然に防ぐために

現場責任者および作業員への、石綿への知識向上に努めること。  
石綿を含む廃棄物の適正な処理について、教育等を通じて周知  
※当県でも、産業廃棄物の「出前講座」を開催しています。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shigenjunkan/1356809516826.html>

## (4) 万一の事故のときは

誤って排出・処理したときは、関係者にただちに報告すること。  
早期対応により、被害・影響を最小限に！

# 参考：（特別管理）産業廃棄物収集運搬業者の許可証の記載について

## 廃石綿等 （特別管理産業廃棄物）

許可番号 0XXXXXXXXXX

### 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

〇〇県××市  
△△株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

〇〇県知事 〇〇 〇〇

許可の年月日 令和 X年 Y月 Z日  
許可の有効年月日 令和 XX年 Y月 Z日

#### 1 事業の範囲

- ・収集・運搬（積替え・保管を除く。）  
廃石綿等

## 石綿含有産業廃棄物 （普通）産業廃棄物

許可番号 0XXXXXXXXXX

### 産業廃棄物収集運搬業許可証

〇〇県××市  
△△株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

〇〇県知事 〇〇 〇〇

許可の年月日 令和 X年 Y月 Z日  
許可の有効年月日 令和 XX年 Y月 Z日

#### 1 事業の範囲

- ・収集・運搬（積替え・保管を除く。）  
がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

石綿含有産業廃棄物（がれき類）を運搬できます。

※県をまたぐ収集運搬を委託するときは、発県と着県の収集運搬業の許可業者に委託しなければなりません。

※各県で記載方式が異なります。委託契約の際、運搬できることを確認してください。

## 廃棄物処理法に係る問い合わせ先

お問い合わせ先	住 所	電 話	管 轄 地 域
新発田地域振興局 健康福祉環境部環境センター	〒957-8511 新発田市豊町3-3-2	0254-26-9139	新発田市、村上市、阿賀野市、 胎内市、五泉市、聖籠町、 関川村、阿賀町、粟島浦村
三条地域振興局 健康福祉環境部環境センター	〒955-0046 三条市興野1-13-45	0256-36-2234	三条市、加茂市、燕市、 弥彦村、田上町
長岡地域振興局 健康福祉環境部環境センター	〒940-8567 長岡市沖田2丁目173-2	0258-38-2532	長岡市、柏崎市、小千谷市、 見附市、出雲崎町、刈羽村
南魚沼地域振興局 健康福祉環境部環境センター	〒949-6680 南魚沼市六日町620-2	025-772-8154	十日町市、魚沼市、南魚沼市、 湯沢町、津南町
上越地域振興局 健康福祉環境部環境センター	〒943-0807 上越市春日山町3-8-34	025-524-4237	上越市、糸魚川市、妙高市
佐渡地域振興局 健康福祉環境部環境センター	〒952-1555 佐渡市相川二丁目浜町20-1	0259-74-3428	佐渡市
新潟県環境局 資源循環推進課産業廃棄物係	〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1	025-280-5161	全県(新潟市除く)

新潟市内における問い合わせは、新潟市廃棄物対策課(TEL:025-226-1411)にお問い合わせください。